

給へとうちいだして申ければ、みかどおほせられけるは、おとうとなれども、右大將中宮の御おやにて、このたびならずば法師にならんといふなり、又上らうとも有て、われこそなるべけれなどいへば、それもすてがたきなりとおほせられければ、大納言大臣になり侍ることは、かならずしも一二といふこと侍らずなるべき人をえりてなされ侍るなり、又國のつかさへたる人いかになど申侍りければ、すがはらのおとゞ眞道もさぬきのかみぞかしとおほせられければ、江帥申けるは、はかせはべちのことに侍り、又さいがくたかく侍らんあにを、大臣になさせ給はんに出家するおとうともよに侍らじと申ければ、堀川殿はなり給へりけるとぞ、六條のおとゞは、そのうちぞなり給し、中宮の御おやほりかはのみかどの御おほちにていとめでたくおはしき、〔中右記〕寛治七年十一月十五日己巳、今夜有大將召仰藏人頭左中將宗通朝臣、奉仰令内豎召權大納言源朝臣雅實卿、于時在右府則被參仗座、被喚宗通朝臣仰云、可成賜右近衛大將日時撰申者、則奉此旨退出、略中

今夜召仰後、大納言還家書定文、件定文宮内大輔俊信書之云々、

抑今夜五節帳代試也、先被相尋例之處、或有除目下名、或有臨時叙位者、仍所被仰下也、彼大納言年少卅五、是雖有右府讓超越數輩之上、薦被補顯要之大任、甚有恐事也、但國母之人、先例又如此、是一之道理也、可然云々、戚里之貴誠矣、斯言、略中

廿日甲午、依可任大將事、有除目、今日禁中御物忌也、仍殿下内府令參籠給也、未時許大納言參内銀、有文帶、紫淡緒、前驅八人、右兵衛督以下、右府子族五人、皆扈從、暫律徊陣壁外、内大臣此間著仗座、諸卿同被候、則供御前御裝束、其儀如官奏、東面但依御物忌、北第一間、只一垂御簾、御物忌付廂御簾、又大臣圓座外、加敷殿下御料圓座、須臾出御、御直執柄殿下候御、召藏人頭宗通朝臣被仰可召大臣、由宗通朝臣出仗座、召之内大臣參上、著御前座、即召人藏人兵部大輔通輔參候、依仰持參紙筆等、